

## 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 介護職員退職手当支給規程

(目的)

**第1条** 本会介護職員の退職後の生活安定と福祉増進に資することを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程に定める退職手当は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員が退職した場合その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に適用する。

(退職手当の支給)

**第3条** 前条の職員に対する退職手当金の支給は、独立行政法人福祉医療機構の約款の定めるところにより支給する。

### 附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この規定は、平成23年12月20日から施行する。